

## 静岡大学東京事務所利用要項（抜粋）

### （利用の範囲）

第2 東京事務所は、本学の次の各号に掲げる事務に利用する。

- (1) 情報の収集・発信活動
- (2) 教育・研究活動
- (3) 産学連携活動
- (4) 学生の就職活動支援
- (5) 入試関係等広報
- (6) 同窓会活動
- (7) その他学長が必要と認めた業務

### （利用者の範囲）

第3 東京事務所を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) 本学の共同研究員
- (3) 契約により本学における教育研究に従事又は協力する者
- (4) 本学の卒業生
- (5) その他学長が適当と認めた者